

《資料》

三月革命期における騎士領プルシェン
シュタイン所属村落(南ザクセン)から
の請願書への序論

松 尾 展 成

(i) 初めに

ザクセン王国の最重要の農民解放立法は1832年償却法と1851年補充法であるが、これらの法律が公布される直前の「九月騒乱」期(1830-31年)と三月革命期(1848-49年)には、農村において民衆運動が高揚した。それを実証する資料として私は、北ザクセンの騎士領ヴィーデローダ所属村落からの九月騒乱期と三月革命期の請願書各1通を紹介し、⁽¹⁾また、南ザクセンの騎士領プルシェンシュタイン所属集落からの九月騒乱期の請願書7通を訳出した。⁽²⁾引き続いて私は、この騎士領プルシェンシュタイン所属村落から三月革命期に提出された請願書3通を、署名の日付順に翻訳しようと思う。これら3通の中の1通は1848年臨時邦議会宛で5月28日付、2通は49年邦議会宛で、2月12日付と2月14日付である。(ただし、48年のものと49年2月12日の請願書とは、この騎士領に所属しない村落の住民も、署名に加わっている。)最後に、48年3月にこの所領で高揚した農村民衆運動に関する同時代の刊行記録も、付録として付け加えられる。

訳文では敬語の形容詞と副詞は……で示される。〔 〕は訳者の追加である。前稿では、提訴されている旧制度と封建地代について、前者にあっては制度上の廃棄が、後者にあっては、それを無償で廃止する法律の、あるいは、一方の当事者による提議がその償却を可能ならしめる法律の制定が、注記されていた。しかし、続稿ではそれはなされず、ザクセンにおける貴族特権・騎士領特権の廃止過程ないし封の消滅過程、および、ザクセンの償却立法に関する別稿にすべて委ねられる。したがって、続稿における注は、三月革命期およびプルシェンシュタイン所領に固有の事項と、請願書原文についての私の読み方に係

わるものとなる。

ところで、三月革命期ザクセンの農村民衆運動史はこれまでほとんど未開拓の分野であったが、近年ツァイゼ（Roland Zeise）氏の非常にすぐれた業績が発表された。そこで、まず、農民運動の全般的な特徴を彼の学位論文⁽³⁾から要約しておこう。ただ、プルシェンシュタイン所領における48年3月の運動に直接関連する部分は、詳しく紹介する。

(II) 三月革命期の農村民衆運動

(1) 48年3-4月の第1段階。ザクセンでは革命運動は3月1日に「市民的反対派の最重要の中心地ライプツィヒ」で始まり、次第に広がった。そして、12日には全ザクセンから市民的反対派の両翼、すなわち、ブルーム（Robert Blum）⁽⁴⁾の指導する民主派→祖国協会（Vaterlandsverein）⁽⁵⁾と、ビーダーマン（Friedrich Karl Biedermann）⁽⁶⁾を中心とする自由派→ドイツ協会（der Deutsche Verein）⁽⁷⁾の代表者がライプツィヒに集まり、『ザクセン国民への呼びかけ』（Aufruf an das sächsische Volk）⁽⁸⁾を発表するに至った。こうした民衆運動の拡大のために、反動的なケネリツ（Julius Traugott Jacob von Könneritz）⁽⁹⁾内閣は13日に崩壊し、自由派右翼のブラウン（Alexander Karl Hermann Braun）⁽¹⁰⁾を主班とする三月内閣が成立した。

当初、運動は都市に限られており、その要求は、農村の封建制に向けられたものを含んではいなかった。革命勃発以来初めて「反封建的要求」を掲げたのは、北部の農業地帯にあるグロース・ショッヒャー（Großschocher）村とクライン・ショッヒャー（Kleinschocher）村⁽¹¹⁾の農民の発議に基づき、「市民的反対派の左翼の指導者の1人」ヨーゼフ（Hermann Joseph）⁽¹²⁾によって3月7日に起草された国王宛請願書（Adresse der Bauern an Seine Majestät den König von Sachsen）⁽¹³⁾である。この「反封建的要求」は12日の上記『呼びかけ』に、また、5月のドイツ立憲国民議会選挙に際しては祖国協会とドイツ協会の選挙綱領に、取り入れられた。

その場合、これら両派は「差し当りは共通して償却の立場」に立ち、「償却過程の加速化された終結のみを目指していた」。しかしながら、この慎ましい目標でさえも旧来の封建領主の執拗な抵抗に突き当たったことは、民衆運動を農村においても「燃え立つ火花として喚起する」ことになった。⁽¹⁴⁾

内務省文書によれば、「ザクセンで初めての農民一揆の噂は東部エルツゲビルゲから、

プルシェンシュタイン領主裁判区（現在のマリーエンベルグ郡）から来た。⁽¹⁵⁾ここでは、フリーデバハとケマースヴァルデ⁽¹⁶⁾という2つの農民村落について、償却〔協定協議〕の期日が以前から3月22日と取り決められていた。革命の諸事件に興奮した領民たちは、この協議に代表を送るばかりでなく、全員が城に行き、すでに償却されたものと償却され始めたものを含むすべての賦役代納金を免除すること、また、裁判領主へのすべての貢租から借家人を解放することを要求しようとした。近隣の村々もこの行動に加わるべきであった。農民たちの計画は、決して違法のものではなかったけれども、領主⁽¹⁷⁾をはなはだしく恐怖させた。群衆を城に近付けないために、予定されていたあの協議は延期された。領主裁判所長は、大至急フライベルクの官庁に急を報じるよう依頼された。『ライプツィヒ新聞』⁽¹⁸⁾の報道によれば、領主フォン・シェーンベルクは家族を避難させさせた。

「フライベルク管区長⁽¹⁹⁾がプルシェンシュタインへの出張を準備し、守備隊司令官とともにあらゆる場合に軍隊の出動を準備していた3月21日夜、両村住民は会合し、委員を城に派遣して請願書を提出し、提案への回答を2日以内に要求することを決定した。（注。この委員が実際に請願書を提出したかどうかは、これらの資料からは明らかでない。）⁽²⁰⁾翌朝、管区長がザイダ〔市〕⁽²¹⁾に到着し、フリーデバハの村参事会（Gemeinderat）と協議していた時、自治体構成員、『特に小屋住農と借家人』は興奮して自然にその居酒屋に押し掛けた。彼〔管区長〕はそれについて次のように報告している。『私は群衆の態度を騒擾とはなお考えなかった。しかし、彼らは全体に大変興奮していた。必要な場合には暴力に訴えねばならぬ、……という1人の男の発言を私は、このような計画が、少数をなすとしても最も激高した者の間では、少なくともすでに目論まれているという証拠と見なさねばならなかった』。この役人は、集まってきた人々に安寧秩序を厳しく警告した後、城に急ぎ、騎士領所有者および領主裁判所長と必要な予防策を相談した。裁判所の建物への突撃と文書類の焼却を予告した匿名の手紙に恐れをなして、フォン・シェーンベルクは城を守るために軍隊の出動を要求した。管区長は原則を考慮して、自分がすでに準備していたこの措置に完全に同意した。『このように重大な最初の機会に精力的に所有を國家のしかるべき保護の下に置く』ことは、彼にとって『最も重要』と思われたからである。その夜、兵員80～100人の第1軽騎兵連隊の1騎馬部隊がプルシェンシュタインに到着して、騎士農場に宿営し、その所有者の『既得権』を保護した。

「この軍隊による保護にもかかわらずフォン・シェーンベルクは、迎合的な身振りが適

当だと考えた。彼はすでにしばらく前、ザイフェン⁽²²⁾周辺の轡驢師・指物師村落の極貧層に対して、失業者の恐るべき困窮を和らげるために年額約2ターラーの貢租を免除していた。今や彼は自分の所領の他の村々の借家人にもこの軽減を許した。彼は、農村自治体の飢えているプロレタリアの住民を特に恐れていたからである。同時に彼は、新規に創設された地所から、裁判権に基づく諸給付を徴収する権利を放棄した。しかも彼は、この僅かな譲歩に対して、諸自治体も個々の住民も何らかの違法な手段を取らないこと、という条件を付けたのである。これらの譲歩は、管区長の言葉によれば、『常規を逸した請願をほとんど全く実現させないものであった』けれども、軍事力の示威によって威圧された諸自治体を鎮静させるのに寄与した。その場合、軍隊の存在が主たる役割を果たしたことを管区長は次のように確認している。『分遣隊の進軍はこの事件の転回において紛れもなく最も決定的なものであった。それは畏怖させた。それは、[自分が] 陥入れられた危険を、思慮深い人々に気付かせ、これらの村々のすべての好意的な人々、とりわけ、すべての裕福な人々に、公の権威を支持する精神を吹き込み、彼らを元気づけた』。

「3月25日に農業〔中央〕協会事務総長、経済顧問官（Oekonomierat）ロイニク（Reuning）⁽²³⁾が政府委員としてプルシェンシュタインに到着した時、大衆の興奮はすでにほとんど消えていたので、彼はもはや調停する必要がなかった。僅かな譲歩、協議、警告および軍事力の威嚇によってこの騎士領所有者は国家官庁と協同して運動を、それが危険なものとなる前に、取り抑えたのである」。⁽²⁴⁾

「プルシェンシュタインでの出来事は農村で激化した階級闘争の最初の例であったばかりでなく、同時に典型的な例でもあった。ここで現われたすべての現象形態は、同種の事件がそれ以後の数週間にザクセンのすべての地方で起こった時、常に繰り返された。多くの村々で、不満をもつ領民たちは、〔騎士〕領所有者への要望書と苦情書を作成するために集まった。その場合、推進力は、プルシェンシュタインにおけると同じように、通例、農村の貧困層であったようである」。

「運動の内容と推進力は地域的事情によって規定されたので、〔農民側の〕要求は個々の所領において非常に異なっていた。請願書の中で提起された要求は、主として「裁判権の国家への移行、狩猟の自由、若干の領主的貢租の完全なあるいは部分的な免除、および、保有移転貢租とその他の貢租の償却の低額化」であった。「非常に局地的差異にもかかわらず、農民と小屋住農は農場領主に対して全体として穏健な要求を提出したのである」。

「きわめて広範な免除が要求されたのは4月中頃、西部ザクセンのいくつかの所領において〔のみ〕であった」。

これらの要求に対して領主がすべてを拒否することは稀であった。「それは、我々が例えばブルシェンシュタインで知ったような、きわめて僅かな譲歩から、すべての封建的収入の半分、あるいはなお一層大きい金額の免除にまで達した」。「すべての封建的諸負担の廃止はどの場合においても実現せず、譲歩は大抵、要求にはるかに及ばなかったとしても、農場領主のこの屈服は、彼らが過去にはすべての特権を執拗に防御してきたことを考えれば、驚くべきものであった」。「農村住民はその自然発生の行動によって封建制に一大打撃を加えたのである」。

こうした反封建闘争が大きな成果を達成できなかった原因は、主として次の通りである。第1に、運動の大部分は、地域的に分散した個々の領主に対するものであった。第2に、経済状態の比較的良好な管区領民が運動に参加しなかった。第3に、農民層分解の進展と封建的諸負担の差異の大きさが1所領の全住民の共同行動をさえ困難にした。第4に、農村の運動は都市の民衆運動とほとんど関連をもっていなかった。したがって、「この段階のザクセンで、農村における広範な革命運動のための一定の前提条件が存在したのは、少数の大所領においてのみであった」。⁽²⁵⁾

「都市と農村の共同の反封建行動のための有利な前提が存在する、ザクセンで唯一の地域をなしていた」のは、シェーンブルク家所領（Schönburger Herrschaften）、すなわち、繊維工業の盛んなザクセン西南部に位置し、都市⁽²⁶⁾10と村落約125を含む、ザクセン最大の所領であった。48年3月初以来ここでも民衆運動がまず都市から沸き上がった。しかし、クリミツチャウ（Crimmitschau）市のグレーフ（Alexander Gräf）⁽²⁷⁾を中心とする小市民的民主主義者が、「シェーンブルク家反対の統一的民衆運動を組織する」ために活躍した結果、3月21日以後、運動の「中心は都市から農村に移った」。そのうえ、領主側の強硬な態度は、「最初はシェーンブルク家所領でもまったく穏健であった反封建的要求が、日々に急進的となる」ように作用した。今や「広範な農村住民層は、一切の封建的諸負担の無償廃棄、ただこれのみが自らの真の利害に照応することを認識した」。運動は「ザクセン内の他所ではどこにも見られないような強度に達した」のである。

このような状況で、A.グレーフの組織した民衆集会在、シェーンブルク本家の居城のあるヴァルデンブルク（Waldenburg）市で4月5日に開かれた。「革命のこの段階では全

ドイツで最大の大衆の示威の一つ」であったこの集会において、前日に示された領主側の譲歩の不十分さは、民衆を二分させた。A.グレーフを始めとして穏健多数派は、従来通りの請願書方式に固執した。それに対して、領主と直接交渉するべく城門まで進んだ急進派民衆は、領主の逃亡に憤激して城内に突撃し、無防備の彼らに騎兵が襲撃すると、城に放火して報復した。これが、ザクセンにおける48年春の革命的行動の中で、従来ある程度知られていた唯一の事件、ヴァルデンプルク城突撃である。本事件関係被告人の圧倒的部分が手工業者と日雇であったことは、封建的ならびに資本主義的な「二重の搾取に服し、恐慌の作用の下で苦難を忍ぶ、働く人々が民衆運動の革命的要素をなしていたことを明示している」。

しかしながら、「闘争を覚悟した民衆の先頭で動員し組織する勢力」が存在しなかったために、この大衆行動は、「シェーンブルク〔家所領〕全体、そして多分ザクセン全体を包含する反封建的民衆蜂起の合図」とはなりえず、それに続いたのは「急速な崩壊」であった。「若干の譲歩によって鎮められ、また、以前から農村住民と同じ程度にはシェーンブルク家の特権の重圧に苦しんでいなかった都市住民は、一層の革命的躍進に対する恐怖のために、農村での急進的な反封建運動から離れ」た。同時に、龐大な軍隊が動員され、革命的な反封建運動を圧殺した。こうして、シェーンブルク家所領の民衆運動は、あの僅かな譲歩さえ暴動を口実に後日撤回されて、「言うに足る成果」を挙げるができなかった。⁽²⁸⁾

「このヴァルデンプルク城突撃をもって、ザクセンの農村における民衆の革命的反封建行動は4月初にその項点を越え」、「5月初には最終的に消滅した」。この急速な沈滞の原因はいくつかある。第1に、「反封建的民衆運動における社会的矛盾」。とくに「革命的反封建行動に対する〔農村〕有産階級の恐怖がその沈滞をもたらした」。第2に、「多くの騎士領所有者の譲歩的態度と並んで、穏健自由主義的な三月内閣と、なお貴族の支配する国家官庁との、〔諸階級の上に仲介者として立つ、という、〕非常に器用な戦術が重要な役割を演じた」。もちろん、政府は農民運動鎮圧のためにしばしば軍隊を派遣したし、「4月20日には、強制と脅迫の下で生み出されたすべての権利放棄と契約を、法的に無効なものと宣告した」。⁽²⁹⁾ こうして三月内閣は土地問題の革命的解決の挫折に助力したのである。第3に、「革命的反封建運動反対のきわめて効果的なキャンペーン」。「秩序と法律のこのキャンペーンは騎士領所有者と自由主義的市民層の代表者〔左派自由主義者で親農民的弁

護士（Bauernadvokat）たるグライヒェン（Gottlob Heinrich Graichen）⁽³⁰⁾を含む」とよって担われたのみでなく、〔R.ブルームのような〕小市民的民主主義者も、断乎たる革命的反封建行動を拒否した。後の「極左派の指導者」チルナー（Samuel Erdmann Tzschirner）⁽³¹⁾でさえ、48年春にはそうであった。⁽³²⁾

(2) 1848年5-6月の第2段階。「農村の自然発生的な革命的行動が土地領主の若干の部分的譲歩をもたらしたが、土地問題の革命的解決をもたらさずに終わった後、広範な農村住民層は、有産階級の操縦する扇動的宣伝の大波の影響の下で、議会に希望を繫いだ。彼らは封建的諸負担からの最終的解決のための重大決定を議会に期待したのである」。

そのために48年の臨時邦議会、⁽³³⁾特に下院には「すべての住民層から実にさまざまな種類の請願書が多数寄せられた」。「狭く制限された、個人的・局地的な利害にのみ係わる個々の請願者の請願を考慮しないでおけば、600通以上の請願書において一般的な経済的・社会的・政治的要求が掲げられた。その中の134通の請願書があれこれの形で封建制度に反対した」。「ザクセンの全農村自治体の約1/4の住民がザクセン邦議会に向かって、憎悪すべき封建制度の制限あるいは廃止を要求したのである」。

邦議会へのこの請願運動とそれに先立つ3-4月の革命的反封建運動との間には、関連があった。「それは、夥しい反封建的請願書がとりわけ5-6月の両月に集中しており、その後は急速に減少した⁽³⁴⁾ことに、すでに表現されている。それとともに注意すべきは、最も多数の請願書が届けられたのは、春の革命的運動の中心地〔シェーンブルク家所領など〕からであったことである」。

これらの「反封建的請願書の最大部分は封建的貢租に向けられて」いた。そして、請願書の圧倒的大部分において農村住民は若干の封建的諸負担の償却の低額化のみを要求した。「住民の憎悪が最も強く向けられていたのは、明らかに保有移転貢租、保護料、フーフエ貢租、世襲賃租、その他若干の貨幣貢租に対してであった」。多くの農村住民は償却地代の引下げをも要求し、それ以外の反封建的要求として狩猟権、家産裁判権、自治体・教会事項における騎士領所有者の支配権、財政問題における彼らの優遇にも反対した。

ザクセンの農村住民は邦議会にばかりでなく、ドイツ立憲国民議会にも請願書を送った（257村から33通）。「これらの請願書は他のドイツ諸邦からの提案に対してその数によってのみでなく、その反封建的な徹底性によっても際立っていた」。例えば、シェーンブルク家所領67村3,554人の請願書（すべての封建的諸負担の無償廃止）、H.グライヒェンが起

草した108村3,202人のそれ（『合法的に獲得されたと証明されうる諸権利』のみの、国家補償による廃止。Graichen(e)）。こうした事態は、「ザクセン邦議会の身分制的・保守的性格」の存続に対する農村住民の不信と、主として左派に属したザクセン選出ドイツ立憲国民議會議員、⁽³⁵⁾特にあのH. ヨーゼフへの彼らの信頼に根拠をもっていた。

以上、第2段階の反封建運動の特徴は、それが3-4月の運動より幅広くなったことである。管区領民も請願運動に参加するようになったし、要求が一般化されて定式化されたことは、異なった所領の領民の共同請願に導いたのである。さらに、邦議会への請願書で注目すべき傾向は政治的要求の増大である。政治的要求のみを含む請願書を除く反封建的請願書の約1/3において、騎士領所有者の政治的特権の廃止、一院制、選挙法改正などが提起されたのである。

「両議会への反封建的な『請願書の嵐』は、ただちに目に見える成果を差し当りはもたらさなかった」。邦議会で「廃止されたのは、教会・学校施設の負担義務に関する騎士農場の優遇のみであった」。ドイツ立憲国民議会でも、「すべての対物的諸負担の償却という反農民的原則」が打ち出された。「農場領主制・保護領主制から生じる、人身上のすべての貢租と給付、家産裁判権、土地領主の警察権および他人の土地での狩猟権の無償廃棄がドイツ国民の基本権に加えられた」だけである。⁽³⁶⁾

(3) 48年秋の第3段階。保守派による立憲協会（der Konstitutionelle Verein）⁽³⁷⁾の創設と、「1848年春には他のドイツ諸邦の自由主義に比べて驚くほど左に立っていた」自由派の右旋回とは、逆に「農村の民衆運動にも新しい刺激を与えた」。「1848年秋には邦内の至るところで」民衆集会が民主派の祖国協会によって開催され、夥しい農村住民が参加するようになったのである。その結果として、同年12月の邦議会選挙に当って祖国協会の農業綱領は正式に修正され、証明不可能な封建的諸負担の無償廃棄を要求するに至った。「同時に他の一連の要因も農村民衆の動員に寄与した」。封建的諸負担の存続、臨時邦議会の無為、ドイツ立憲国民議会におけるドイツ国民の基本権の審議、狩猟特権の変ることなき行使がそれである。

48年秋に再興した反封建運動は、「1848年春のその発端と比べて一層大きな広がりによってばかりでなく、一層断固たる要求によっても際立っていた」。こうして12月選挙⁽³⁸⁾は「工業的性格の選挙区においてばかりでなく、顕著な農業地域においても」祖国協会の完勝に終わった。⁽³⁹⁾

(4) 49年初の第4段階。1849年初には「革命と反革命の勢力関係は反動に大いに有利に変わっていた」。それは、極右派によるザクセン協会 (Sachsenverein)⁽⁴⁰⁾の結成、三月内閣の倒壊と「はるかに右」の勢力の権力掌握⁽⁴¹⁾に、また、祖国協会が分裂し、S.E.チルナーの指導の下に「第二革命」を目指す極左派は議会少数派に転落したこと、に表現されていた。

他方では、「初めて民主的に選挙され」た49年邦議会⁽⁴²⁾には、約280通もの反封建的請願書が届けられた。その「数は1848年と比べて2倍以上であった。恐らく農村自治体の1/2ないし1/3に住む住民⁽⁴³⁾が、この種の文書に署名した。反封建運動はその幅を増したばかりではない。「反封建的要求の徹底性が増大」した。それを明示するのは、「第1に、1848年夏には農村住民の比較的小さい集団によってのみ提起されたところの、すべての封建的諸負担の無償廃棄の要求が、広範な民衆の標語となったこと、⁽⁴⁴⁾第2に、最も進歩的な勢力は同時に、「償却地代の軽減・国家負担・廃止などの形態で「農村における資本主義発展のプロシヤ型に対してますます徹底的に闘争しはじめたこと」である。⁽⁴⁵⁾

しかしながら、農村における反封建運動の発展は、一方では、それを指導する勢力の欠如のために、他方では、ザクセンにおける革命の敗北によって、すなわち、国王による議会の解散とドレースデン五月蜂起の鎮圧⁽⁴⁶⁾によって中絶させられた。ザクセンでも反動の時代が始まり、「農村住民の反封建運動は急速に消滅した。もちろん、1849/50年の邦議会⁽⁴⁷⁾に対しても多数の反封建的請願書が提出された」が、政治的勢力関係の変化のために、封建的諸負担の無償廃棄の展望はもはやなかったのである。

「農村民衆の反封建闘争はザクセンにおいて、言うに足る直接的成果に導かなかった」。49年邦議会の最重要の成果はドイツ国民の基本権の採択であった。「それによって政府は、〔ドイツ立憲〕国民議会の決定した反封建的規定の実施を義務付けられた」にもかかわらず、政府は「他人の土地での封建的狩猟権のみを消滅したと見なした」。この慎ましい成果でさえも、その後、騎士領所有者から攻撃され、ついに1858年国庫補償による事後的償却が彼らに承認されざるをえなかった。

当然のことではあるが、農村民衆の「反封建闘争は決して無駄ではなかった」。その後、1832年償却法へのいくつかの重要な追加法が公布され、それによって「封建的諸負担の買戻しは非常に容易にされ、加速化された」。⁽⁴⁸⁾「農村における封建制の最後の砦」、家産裁判権も1855年に廃止された。こうして、「50年代末には封建的生産関係はその一切の束縛

とともにザクセンで最終的に廃棄されたのである」。(49)

以上から、続稿で訳出する48年の請願書は、ツァイゼ氏の規定する農村民衆運動の第2段階、49年の請願書2通はいずれも第4段階のものとなろう。

注

- (1) 松尾(c)。
- (2) 松尾(d)。
- (3) Zeise(a)。—なお、私はこの論文の問題点のいくつかを指摘したことがある。松尾(a), 127-128, 136-138ページ。
- (4) 彼(1807-48)はケルンで生まれたが、1832年にライプツィヒに移り、進歩派の指導者として次第に頭角をあらわした。48年のフランクフルト予備議会の副議長、次いでドイツ立憲国民議会における左派、ドイッチャー・ホーフ派の中心人物。ヴィーン十月蜂起への参加を理由にオーストリア軍によって11月処刑された。ADB, Bd. 2, S. 739-741; NDB, Bd. 2, S. 322-324; Schwarz, S. 48; Obermann(c), S. 345-367; S. Schmidt(a), S. 94-97, 129-130, 132, 151-152, 154-155; Schlechte, S. 213; Kretzschmar, S. 432; Fricke, S. 12-17; S. Schmidt(b)。
- (5) 祖国協会が最初に設立されたのは、48年3月28日ライプツィヒにおいてであった。4月23-24日に全ザクセンの第1回祖国協会大会が開かれた時、協会の数はGeyerによれば46であった。しかし、ZeiseとWeberによれば、第1回大会時点で59であり、3日後には75(都市で45, 農村で30)に、同年9月3日まで105(都市で71, 農村で34)になった。農村の祖国協会の数はそれ以後一層増加した。Geyer, S. 39, 46; H. Schmidt, S. 11; Holldack, S. 10; Zeise(a), S. 214-216; Zeise(f), S. 152-153; Weber, S. 27-28。
- (6) 彼(1812-1901)は1838年からライプツィヒ大学教授(言語学・国家学)。ただし、53-65年には政府によって教授職を剥奪されていた。48-49年にドイツ立憲国民議会副議長(自由派で、初めヴェルテンベルガー・ホーフ派、後にはアウグスブルガー・ホーフ派)。49-77年にザクセン邦議会下院議員。71-74年にドイツ帝国議會議員(国民自由党)。NDB, Bd. 2, S. 223-224; Schwarz, S. 269; Obermann(c), S. 441-462; H. Schmidt, S. 4-5, 107; Holldack, S. 26-27, 77-78; S. Schmidt(a), S. 80-86, 132-133, 147-148, 151, 154-155; Schlechte, S. 210; Schröter, S. 20, 36, 74, 82-84, 94, 103-105; Kretzschmar, S. 432; Fricke, S. 1-2, 36, 347。
- (7) ドイツ協会が最初に創設されたのは、48年4月6日ライプツィヒにおいてであった。48年5月央までに邦内に42のドイツ協会が設立された。Geyer, S. 45-46; H. Schmidt, S. 12; Holldack, S. 10; Weber, S. 30。
- (8) その全文はObermann(a), S. 254-257に収録されている。
- (9) 彼(1792-1866)はザクセンの官僚で、31-46年に法相、43年から48年3月13日まで

- 首相であった。 NDB, Bd. 12, S. 364-365; H. Schmidt, S. 7; Schlechte, S. 27, 54; Kretschmar, S. 325, 332; G. Schmidt(a), S. 115-116; G. Schmidt(c), S. 30-33; Klein, S. 106, 108; Blaschke(b), S. 289,
- (10) 彼(1807-68)はプラウエン(Plauen)市の弁護士で、1839年からザクセン邦議会上院議員(穏健な反対派)。47年下院議長。48年3月16日から49年2月23日まで首相兼法相。50-68年プラウエン郡長。1867年ドイツ帝国議會議員(無所属)。ADB, Bd. 3, S. 269; Schwarz, S. 278; H. Schmidt, S. 5, 7; S. Schmidt(a), S. 47, 111, 137, 139; Schlechte, S. 53; Kretschmar, S. 332, 336; G. Schmidt(c), S. 33-34; Klein, S. 106, 108; Blaschke(b), S. 285.
- (11) 両村はライプツィヒ近郊の村で、1764年に、それぞれの村にある騎士領に所属していた。Blaschke(a), S. 222.
- (12) 彼(1811-69)はアルテンブルク公国で生まれたが、ライプツィヒで弁護士となった。1844-55年にはLindenau村の土地所有者(Gutsbesitzer)であった。45年にザクセン邦議会上院議員(反対派)、48-49年にフランクフルト予備議会とドイツ立憲国民議会の議員(ドネルスベルグ派)、49年および49/50年のザクセン邦議会上院議長(反対派)。49年のドレスデン五月蜂起のころから弁護士資格を失っていたようであるが、56年からふたたびライプツィヒの弁護士となった。Schwarz, S. 70-71; H. Schmidt, S. 5, 77, 101-102, 111, 116-117, 122, 132, 135, 210; Geyer, S. 14, 149; Holldack, S. 37-38; S. Schmidt(a), S. 137, 160; Schlechte, S. 224; Schröter, S. 17, 47, 78, 92; Kretschmar, S. 333; Zeise(a), S. 92; Zeise(c), S. 431; Weber, S. 276。——なお、Lindenau村はライプツィヒの近郊にある。また、同村には1858年に騎士農場があり、1764年の領主はライプツィヒ市参事会であった。Blaschke(a), S. 212。ヨーゼフが同村の土地所有者であったとのやや紛らわしい表現は、彼が同村の騎士領所有者であったことを意味するのではなく、彼は同村の農民地所有者であったと考えられる。
- (13) この請願書は48年3月10日付『ライプツィヒ日報』(Leipziger Tageblatt)に掲載された。その全文はZeise(a), S. 296-298 およびObermann(b), S. 72-75 に収録されている。さらにこれは、パンフレットとしてライプツィヒのReclamで印刷されて、全ザクセンの村長宛に送られた。Geyer, S. 61; Zeise(a), S. 93; Zeise(c), S. 431, 443。——『ライプツィヒ日報』は自由主義右翼の新聞であった。Schinke, S. 77.
- (14) 以上、Zeise(a), S. 83, 85-88, 92-96。Vgl. Zeise(c), S. 430-433; Zeise(e), S. 16; Zeise(g), S. 69-72.
- (15) 「農民がエルツゲビルゲのプルシェンシュタイン城を破壊した、との漠然とした噂が3月末に新聞に広まったが、証明はされなかった。いずれにせよ、ここでは農民の興奮ははなはだしかった」。Geyer, S. 62。これについては続稿付録参照。また、騎士領プルシェンシュタインの概略については、松尾(d), I, 165-166ページ参照。
- (16) フリーデバハ村については松尾(d), III, 171, 173ページ、ケマースヴァルデ村については松尾(d), N, 265ページ参照。
- (17) 領主は侍従Caspar Carl Philipp Utz von Schönbergであった。続稿付録参照。48年臨時邦議会上院は11月5日に選挙法改正案を賛成32票で可決したが、それに反対

した右派 9 人の中にこの Schönberg-Purschenstein が含まれていた。Geyer, S.120-121; H. Schmidt, S.55. なお, H. Schmidt, S.25 によれば, この領主はかなりの権利を放棄していた。ただし, H. Schmidt が Schönburg-Purschenstein と書いているのは誤りである。

- (18) 『ライプツィヒ新聞』については Schinke, S.76 ; 松尾 (c), 60 ページ ; 松尾 (e), 224 ページ参照。
- (19) フライベルグ管区長は George von Zahn であった。続稿付録参照。
- (20) 1848年 3-4 月に農場領主に提出された局地的請願書で現存するものは, きわめて少ない。Zeise(a), S.110. — 国立ドレースデン文書館のプルシェンシュタイン所領文書も, 同文書館からの1981年 7月22日付回答によれば, 1848-49年に領民から領主に提出された請願書をまったく含んでいない。
- (21) ザイダ市については松尾 (d), II, 225, 227, 229 ページ参照。
- (22) ザイフェン村については松尾 (d), I, 199 ページ参照。
- (23) 農業中央協会とロイニクについては松尾 (e), 212, 215 ページ参照。彼は経済顧問官の称号を1845年に授与された。Pönicke, S.172-173.
- (24) 以上, Zeise(a), S.105-108. Vgl. Zeise(b), S.635-636.
- (25) 以上, Zeise(a), S.108-110, 116-118. Vgl. Zeise(b), S.636-638; Zeise(c), S.436-439.
- (26) このような封臣都市については松尾 (d), I, 167 ページ参照。
- (27) 彼について詳細は不明である。
- (28) 以上, Zeise(a), S.131, 134, 139-164. Vgl. Zeise(b), S.638-641; Zeise(h), S.344-355.
- (29) この布告の典拠は Zeise(a), S.170 にあっては1818 (48の誤りであろう) 年 4月26日付 Schöburger Anzeiger である。Hartstock, S.123 も48年 4月27日付 Budissiner Nachrichten に依拠してこの布告に言及している。しかし, この布告は Gesetzsammlung には収められていない。なお, 上記新聞 2紙は Schinke, S.76-78 の資料紹介で言及されておらず, 政治的意味の小さい地方紙であったと考えられる。
- (30) 彼は1803年 6月16日に Borna 市近郊の小都市 Frohburg で生まれた。ライプツィヒに来たのは31年12月10日で, 同市市民となったのは35年11月23日である。ライプツィヒ刊行住所録での初出は32年で, 大学法学部員外教授兼領主裁判所長となっている。そのうち弁護士, 公証人, 特別償却委員, 農業実験者などの肩書で載っているが, 70-72年の住所録には記載がない。それは69年 9月 9日に 3年の懲役刑 (その原因は不明である) に処せられたためである。72年 3月 8日に市民権を再取得し, 貧民街たる天文台通りに法学者として住み, 75年 9月29日に死去した。(以上, ライプツィヒ市立文書館所蔵の市警察文書39, 54, 82と同市住所録, および同文書館からの1973年 9月21日付回答による。) 彼は三月革命前に著作(a), (b), (c)を刊行している。これらの著作は, 「償却の際に騙されることのないように, 複雑な封建的法関係を農民に解き明かすという目的」(Zeise(a), S.60) をもっていた。三月革命期には彼は 4冊のパンフレット(d), (e), (f), (g)を書いた。晩年の彼は, 著作(h), (i)の題目から見ると, 労働運動と関係があったようである。彼については, なお付け加えたいことが 2点ある。第 1. 1833年にレーエン制廃止の邦議会宛請願書を起草した, ケムニツの弁護士リヒ

- ター (Moritz August Richter) は1年の禁錮刑に処せられ、アメリカ合衆国に移住していた。このM. A. リヒターの刑の免除と公民権の再賦とは、レーエン制廃止のドイツ立憲国民議会宛請願書 (Graichen(h)) を執筆したグライヒェンの請求に基づいて、48年5月に実現した。Graichen(h), S.27-28; Valentin, S.229, 587; 松尾 (b), 145ページ。第2。騎士領リンバハ (Limbach) で服役の償却に関する両当事者の協議が開始された時、リンバハ村と Oberfrohna 村の農民 (1835年) およびリンバハ村の小屋住農 (1836年) は彼らの法律的補佐人としてグライヒェンを選んだ。Seydel, S.429-430, 433; Strohbach, S.126-127, 129-133. なお、騎士領リンバハ所屬村落からの請願書については別稿を予定している。
- (31) 彼 (1812-70) はパウツェン市の弁護士であった。48年ザクセン臨時邦議会下院の極左派の指導者、49年邦議会下院議長。49年5月には臨時政府代表3人中の中心人物。蜂起鎮圧後ドレースデンを逃れ、バーデンの憲法戦役に参加し、次いでスイス、さらにアメリカに移った。65年に許されて帰国したが、弁護士資格を再賦与されず、困窮の中ライプツィヒで病死した。弔辞を述べたのはベーベル (August Bebel) であった。ADB, Bd. 39, S.66; Obermann(c), S.297-328; Schinke, S.35; H. Schmidt, S.26, 36, 65-68, 103; Schlechte, S.134; Kretzschmar, S.338-339; Weber, S.160-161, 338.
- (32) 以上、Zeise(a), S.165-179. Vgl. Zeise(c), S.439-443; Zeise(e), S.16-17; Zeise(g), S.72-73; Zeise(h), S.356.
- (33) 48年臨時邦議会は5月21日開会し、選挙法の改正などを決議して、11月15日閉会した。Geyer, S.67, 121; H. Schmidt, S.13, 38-60; Holldack, S.11; Zeise(a), S.181, 211-212; G. Schmidt(b), S.450.
- (34) 下院への「反封建的請願書」は5月最後の10日間に14通、6月には59通に達し、7月に26通となり、8月以降さらに減少した。Zeise(a), S.190.
- (35) 5月のドイツ立憲国民議会選挙でザクセンから選出された議員24人のうち20人が民主派であり、自由派と右派は各2名にすぎなかった。H. Schmidt, S.13; Kretzschmar, S.336; Zeise(a), S.181; Weber, S.48.
- (36) 以上、Zeise(a), S.180-181, 189-190, 193-199, 202-206.
- (37) 立憲協会とは一方では、ドイツ協会から分離して7月7日ヴァイセ (Christian Hermann Weiße) を中心としてライプツィヒで創設された。他方では、同協会は、6月23日のフォークトラント農業協会会議に示されるように、農業協会 (der landwirtschaftliche Verein) の組織替えから形成された。Geyer, S.76-77; Schlechte, S.158; Zeise(a), S.99-100, 210. ここで2点を付け加えておきたい。第1。ヴァイセ (1801-66) は28年からライプツィヒ大学員外教授、45年から教授 (哲学)。49/50年邦議会が国王によって解散させられ、旧選挙法によって邦議会が構成されることになった時、ヴァイセは、上院へのライプツィヒ大学代表の選出に反対した21教授の1人であった。ADB, Bd. 41, S.590-594; Schlechte, S.158; Weber, S.123. Vgl. Holldack, S.81; G. Schmidt(b), S.453; G. Schmidt(c), S.37-38. 第2。農業協会は30年代初から設立され、その数は44年に55、48年に95、49年に107であった。Reuning, S.55; GroB, S.158-159..

- (38) 48年12月選挙の結果は下院について祖国協会66人、ドイツ協会7人、立憲協会2人であり、上院に関しても同様であった。この選挙において、当所領の村々は下院に関して第64および第65選挙区に属していた（Gesetzsammlung, S.252.）が、これら下院2選挙区は、民主派を選出しなかった選挙区として数え上げられてはいない。Geyer, S.145-146; Kretzschmar, S.337; Zeise(a), S.228, 231; Zeise(e), S.18; Zeise(f), S.163, 165; Weber, S.237; G. Schmidt(b), S.451; G. Schmidt(c), S.34.
- (39) 以上, Zeise(a), S.210-212, 216-224, 226, 230. Vgl. Zeise(e), S.17-18; Zeise(f), S.151, 154-159, 161, 164; Zeise(g), S.74-76.
- (40) ザクセン協会は立憲協会から分離して前上院議員フリーゼン（von Friesen）などを中心として結成された。Geyer, S.165. このフリーゼンは、一門で当時もっとも有力であった Richard Freiherr von Friesen（1808-84, ザクセンの官僚。49年5月6日から52年10月まで内相, 53-58年ツヴィカウ県知事, 59-76年蔵相, 66-76年外相兼任, 71-76年首相兼任。ADB, Bd. 49, S.143-149; NDB, Bd. 5, S.612-613; Sächsische Lebensbilder, S.161-178; H. Schmidt, S.103; Schlechte, S.389; Klein, S.106, 110-111, 115, 251; Blaschke(b), S.287.）ではなく、大蔵省高官（Geheimer Finanzrat）で、47-48年に上院議長でもあった Friedrich Freiherr von Friesen（1796-1871. のちに Wirklicher Geheimer Rat（局長級）になった。NDB, Bd. 5, S. 611）のことであろう。Geyer の引用している『ドレーズデン新聞』（この新聞については後注（47）参照。）1849年67号（これは3月20日付である。）によれば、ザクセン協会は3月15日にブーフホルツ（Buchholz）で結成された。この記事は、Freiberger Anzeiger und Tageblatt 紙（これも、前注（29）にある2紙と同じような地方紙であろう。）から転載されたものである。（以上、『ドレーズデン新聞』の記事については Gerhard Schmidt 博士の御教示による。）この転載の事実から、ブーフホルツはエルツゲビルゲの小都市を指すと考えられる。ただし、Geyer, a. a. O. によれば、このフリーゼンたちはそれより前2月19日に、上からのクーデタを求める請願書を国王宛に提出している。
- (41) 三月内閣は49年2月24日に退陣し、ヘルト（Gustav Friedrich Held）官僚内閣に替わったが、これもドレーズデン五月蜂起（5月3日-9日）の直前4月30日には辞任し、チンスキー（Ferdinand [von] Zschinsky）官僚内閣が登場した。Geyer, S.166, 169, 202; H. Schmidt, S.67, 91, 103; Holldack, S.16, 20-21; Kretzschmar, S.337-338; Weber, S.329; G. Schmidt(b), S.451-452; G. Schmidt(c), S.34-36. —ヘルト（1804-57）はザクセンの官僚で、49年の約2ヶ月間首相兼法相であった。ADB, Bd. 11, S.680; Schlechte, S.251; Kretzschmar, S.337; G. Schmidt(c), S.35; Klein, S.106, 108; Blaschke(b), S.288. チンスキー（1799-1858）はザクセンの官僚で、49年5月2日から58年まで首相兼法相であった。Schlechte, S.370; G. Schmidt(a), S.131; Kretzschmar, S.338, 341; G. Schmidt(c), S.36; Klein, S.106, 108; Blaschke(b), S.294.
- (42) 49年邦議会は1月17日開会し、ドイツ国民の基本権を採択したが、予算問題などで政府と対立したために、国王によって4月28日解散させられた。Geyer, S.201; H. Schmidt, S.79, 102; Holldack, S.18-19; Schröter, S.17; Kretzschmar, S.338; Zeise(a),

- S.256; Weber, S.329; G. Schmidt(b), S.452.
- (43) 「その住民が1849年に反封建的請願書を支持した村の数を、1848年邦議会への請願書についてほど正確に調査することはできない。数多くの請願書が村によってではなく、近隣の多数の村の住民を結び付けた組織（祖国協会、農民協会（Bauernverein）など）によって提出されたからである」。Zeise(a), S. 239. —48年夏にフォークトラントに1農民協会のあったことが知られている。この協会は7月末に祖国協会に改組された。それに対して、オーバーラウジツのゾルペ人農民協会はパウツェンに中央協会を組織したが、ここでは自由派知識人の影響が高まった。Hartstock, S.124-125, 135-136; Zeise(a), S.204, 215-216; Zeise(f), S.153
- (44) 法的に根拠のない封建地代の無償廃止あるいは封建地代の無条件無償廃止は、約600村からの89通の請願書において要求された。Zeise(a), S.240.
- (45) 以上、Zeise(a), S.236-239, 246. Vgl. Zeise(e), S.18-19; Zeise(f), S.167-173.
- (46) Schinke, S.30-60; H. Schmidt, S.103; Schröter, S.23; Weber, S.327-348. —プルシェンシュタイン裁判区からは、この頃になっても『合法的政府に反対する議論や叫び声が続いている』との報告がなされている。Zeise(a), S.250.
- (47) 1849/50年邦議会は49年11月26日開会し、48年選挙法の改正などをめぐる政府との対立の激化のために、50年6月1日国王によって解散させられた。Hollmack, S.26; Schröter, S.73, 97; Kretschmar, S.342; G. Schmidt(b), S.452. —なお、49年10月邦議会選挙の結果は下院について、『ドレーズデン新聞』Dresdner Zeitung（これは、確固たる小市民的民主主義の機関紙であった。Schröter, S.28. Vgl. Schinke, S.76）によれば、左派44人、中央派25人、不明（ただし非左派）4人であった。ライプツィヒの『ドイツ一般新聞』Deutsche Allgemeine Zeitung（これは、精神的支柱をもたぬ文字の海であった。Schinke, S.76.）によれば、結果は左派36人、保守派（自由派を含む）32人であった。Schröter, S.66.
- (48) この主張は、Zeise(a), S.45-46 (Vgl. Zeise(d), S.258-259) と関連させてみると、償却件数と委託地代額の全国統計に無批判に依拠したものである。この統計の問題点については松尾（e）、216-218ページ；松尾（f）、39-46ページ参照。ただし、Zeise(a), 第1章12-81ページと、それに基づくZeise(d), 239-273ページとは、全体として見ると、三月前期におけるザクセンの農村経済構造に関するきわめてすぐれた概観である。
- (49) 以上、Zeise(a), S.247-249, 256-258.

文献目録

- ADB = *Allgemeine Deutsche Biographie*, Leipzig 1875ff.
- Blaschke(a) = Karlheinz Blaschke (Hrsg.), *Historisches Ortsverzeichnis von Sachsen*, Leipzig 1957.
- Blaschke(b) = Karlheinz Blaschke, "Minister des Königreichs Sachsen 1815-1918", in : Klaus Schwabe (Hrsg.), *Die Regierungen der deutschen Mittel-und Kleinstaaten*

- 1815–1933, Boppard am Rhein 1983.
- Fricke, Dieter (Hrsg.), *Die bürgerliche Parteien in Deutschland*, Bd. 2, Leipzig 1970.
Gesetzsammlung = *Gesetz- und Verordnungsblatt für das Königreich Sachsen vom Jahre 1848*.
- Geyer, Curt, *Politische Parteien und öffentliche Meinung in Sachsen 1848–1849*, Leipzig 1914.
- Graichen(a) = Heinrich Graichen (Hrsg.), *Mitteilungen aus der landwirtschaftlichen Rechtskunde, der Oeconomie-, Dorf- und Bauern-Rechte*, Leipzig 1841.
- Graichen(b) = Heinrich Graichen (Hrsg.), *Handbuch über Ablösungen, Gemeinheits-theilungen und Grundstuckenzusammenlegung. Eine übersichtliche Zusammenstellung der über die Regulierung der gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisse im Königreiche Sachsen geltenden Gesetze, Verordnungen, Bekanntmachungen und Instruktionen*, Leipzig 1842.
- Graichen(c) = Heinrich Graichen(Hrsg.), *Blätter für volksthümliche Rechtskunde. Eine Wochenschrift mit Intelligenzblatt für literar., jurist., landwirthschaftl. u. gewerbl. Geschäftsanzeigen*, 1. u. 2. Jg., Leipzig 1845–46.
- Graichen(d) = Heinrich Graichen, *Beleuchtung der Ungleichkeiten und Gebrechen, welche sich bei der Einführung des neuen Grundsteuersystems im Königreiche Sachsen, für den mit Feudallasten behafteten bäuerlichen und bürgerlichen Grundbesitz, herausgestellt haben. Zum Behuf der Abstellung durch die jetzigen Volksvertreter*, Leipzig 1848.
- Graichen(e) = Heinrich Graichen, *Petition an die Vertreter des deutschen Volks zu Frankfurt a. M., die Aufhebung des gesammten Lehnswesens und die Abschaffung aller Feudallasten in Deutschland s. w. d. a. betreffend, verfaßt im ausdrückl. Auftrage und beigebrachter Vollmacht seiner Clienten aus dem Bauernstande im Königreiche Sachsen*, Leipzig 1848.
- Graichen(f) = Heinrich Graichen, *Offener Brief zunächst an seine Clienten aus dem Bauernstande des Königreichs Sachsen. Den gewaltigen Umschwung der Dinge und die endliche Regulierung der gutsherrlich-bäuerlichen Verhältnisse betreffend*, Leipzig 1848.
- Graichen(g) = Heinrich Graichen, *Ueber Landesfrohnen, Hofleistungsdienste, Hufengelder und andere alte Abgaben, welche den Charakter einer Steuer an sich tragen, sowie über Besteuerung der Realberechtigungen als fortgesetzte Beleuchtung der Ungleichkeiten und Gebrechen, welche sich bei Einführung des neuen Grundsteuersystems im Kgr. Sachsen für den mit Feudallasten behafteten bäuerlichen und bürgerlichen Grundbesitz herausgestellt haben*, Leipzig 1849.
- Graichen(h) = *Patriotische Phantasien. Beiträge zur Hebung der Arbeit und Menschenwürde durch allgemeinen Arbeiterbewegungen*, Leipzig 1865.
- Graichen(i) = Heinrich Graichen, *Ferdinand Lassalle in seinen Bestrebungen zur*

- Hebung der Arbeit und Menschenwürde. Allen deutschen Arbeitern gewidmet*, Leipzig 1865.
- Groß, Reiner, *Die bürgerliche Agrarreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1968.
- Hartstock, Erhard, “Zur Bauernbewegung im sorbischen Gebiet der sächsischen Oberlausitz 1848-1849”, in : *Letopis*, Reihe B, Nr. 12, 1965.
- Hollmack, Heinz Georg, *Untersuchung zur Geschichte der Reaktion in Sachsen 1849-1855*, Berlin 1931.
- Klein, Thomas (Hrsg.), *Grundriß zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815-1945, Reihe B, Bd. 14, Sachsen*, Marburg 1982.
- Kretzschmar = Rudolf Kötzschke/Hellmut Kretzschmar, *Sächsische Geschichte*, 2. Aufl., Frankfurt am Main 1966.
- Leipziger Adreßbuch 1832-1875*, im Stadtarchiv Leipzig.
- 松尾 (a) = 松尾展成, 「三月革命期およびフランス革命期のザクセンにおける農民運動」, 『岡山大学経済学会雑誌』, 3巻1号, 1971年。
- 松尾 (b) = 松尾展成, 「ザクセン「九月騒乱」期の同時代パンフレットにおける農業・土地問題」, III, 同上誌, 9巻3号, 1978年。
- 松尾 (c) = 松尾展成, 「騎士領ヴィーデローダ所属村落(北ザクセン)からの農民解放請願書」, 『土地制度史学』, 82号, 1979年。
- 松尾 (d) = 松尾展成, 「「九月騒乱」期における騎士領プルシェンシュタイン所属集落(南ザクセン)からの請願書」, I-V, 『岡山大学経済学会雑誌』, 12巻2号-13巻2号, 1980-81年。
- 松尾 (e) = 松尾展成, 「ザクセン王国の土地負担償却件数統計とその問題点」, 同上誌, 14巻3・4号, 1983年。
- 松尾 (f) = 松尾展成, 「ザクセン王国の償却地代委託額統計とその問題点」, 同上誌, 18巻1号, 1986年。
- NDB = *Neue Deutsche Biographie*, Berlin 1953ff.
- Obermann(a) = Karl Obermann (Hrsg.), *Einheit und Freiheit*, Berlin 1950.
- Obermann(b) = Karl Obermann (Hrsg.), *Flugblätter der Revolution*, Berlin 1970.
- Obermann(c) = Karl Obermann u. a. (Hrsg.), *Männer der Revolution von 1848*, Bd. 1, Berlin 1970.
- Pönicke, Herbert, “Dr. Theodor Reuning”, in : *Neues Archiv für Sächsische Geschichte und Altertumskunde*, , 1935.
- Polizeiamt der Stadt Leipzig 39, 54, 82*, Akten im Stadtarchiv Leipzig.
- Reuning, (Theodor,) *Die Entwicklung der Sächsischen Landwirtschaft in den Jahren 1845-1854*, Dresden 1956.
- Sächsische Lebensbilder*, Bd. 2, Leipzig 1938.
- Schinke, Walter, *Der politische Charakter des Dresdener Maiaufstandes 1849 und die sächsischen Parteien während des Aufbruchs und seiner unmittelbaren Folgen*,

- Halle 1917.
- Schlechte = Hellmut Kretzschmar/Horst Schlechte (Hrsg.), *Französische und sächsische Gesandtschaftsberichte aus Dresden und Paris 1848–1849*, Berlin 1956.
- G. Schmidt(a) = Gerhard Schmidt, *Die Staatsreform in Sachsen in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts*, Weimar 1966.
- G. Schmidt(b) = Gerhard Schmidt, "Der sächsische Landtag 1833–1918", in : Reiner Groß/Manfred Kobuch (Hrsg.), *Beiträge zur Archivwissenschaft und Geschichtsforschung*, Weimar 1977.
- G. Schmidt(c) = Gerhard Schmidt, "Die Zentralverwaltung Sachsens von 1831 bis 1918", in : *Letopis*, Reihe B, Nr. 27, 1980.
- H. Schmidt = Hellmuth Schmidt, *Landtagsverhandlungen im Königreich Sachsen 1848–1850*, Diss. Leipzig 1923.
- S. Schmidt(a) = Siegfried Schmidt, *Die Entwicklung der politischen Opposition im Königreich Sachsen zwischen 1830 und 1848*, Diss. Jena 1953.
- S. Schmidt(b) = Siegfried Schmidt, *Robert Blum*, Weimar 1971.
- Schröter, Herbert, *Die demokratische Bewegung in Sachsen zwischen 1849 und 1852*, Diss. Leipzig 1960.
- Schwarz, Max, *MdR. Biographisches Handbuch der Reichstage*, Hannover 1965.
- Seydel, Paul, *Geschichte des Rittergutes und Dorfes Limbach in Sachsen*, Dresden 1908.
- Strohbach, Horst, *Aus Geschichte und Ueberlieferung des Bauerntums zu Oberfrohna*, Manuskript im Stadtarchiv Karl-Marx-Stadt 1934.
- Valentin, Veit, *Geschichte der deutschen Revolution 1848–1849*, Bd. 1. Berlin 1930, Neudruck Köln/Berlin 1970.
- Weber, Rolf, *Die Revolution in Sachsen 1848/49*, Berlin 1970.
- Zeise(a) = Roland Zeise, *Die antif feudale Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution 1848/49 in Sachsen*, Diss. Potsdam 1965.
- Zeise(b) = Roland Zeise, "Die antif feudalen Aktionen der Landbevölkerung in Sachsen im Frühjahr 1848", in : *Geschichtsunterricht und Staatsbürgerkunde*, Jg. 7, 1965.
- Zeise(c) = Roland Zeise, "Der Kampf um die Mibilisierung der Landbevölkerung in Sachsen im Frühjahr 1848", in : *Sächsische Heimatblätter*, Jg. 12, 1966.
- Zeise(d) = Roland Zeise, "Zur sozialen Struktur und zur Lage der Volksmassen auf dem Lande am Vorabend der Revolution von 1848/49 in Sachsen", in : *Jahrbuch für Wirtschaftsgeschichte*, Bd. 7, Teil 1, 1968.
- Zeise(e) = Roland Zeise, "Das Verhältnis der antif feudalen Bewegung der Volksmassen auf dem Lande zur kleinbürgerlichen Demokratie in der Revolution von 1848/49 in Sachsen", in : *Wissenschaftliche Zeitschrift der pädagogischen Hochschule Dresden*, Bd. 3, Heft 1, 1969.

Zeise(f) = Roland Zeise, "Bauern und Demokraten 1848/49. Zur antifeudalen Bewegung der sächsischen Landbevölkerung in der Revolution von Herbst 1848 bis zum Vorabend des Dresdener Maiaufstandes", in : *Jahrbuch für Regionalgeschichte*, Bd. 4, 1970.

Zeise(g) = Roland Zeise, "Einige Bemerkungen zum Verhältnis zwischen kleinbürgerlicher Demokratie und der antifeudalen Bewegung der Volksmassen auf dem Lande in der Revolution von 1848/49 in Sachsen", in : *Jenaer Beiträge zur Parteilgeschichte*, Heft 32/33, 1972.

Zeise(h) = Roland Zeise, "Der Sturm auf das Waldenburger Schloß 1848", in : *Zeitschrift für Geschichtswissenschaft*, Bd. 21, 1973.